

第79回

報告書

(定時株主総会招集ご通知添付書類)

目次	
事業報告	1
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30

MITSUBA

株式会社 ミツバ

証券コード 7280

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、成長軌道を維持しているものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化、中東での紛争によるサプライチェーンの混乱、また世界的な金融引き締めによる景気減速懸念、円安進行などが影響を及ぼしました。国内においては、材料・エネルギー価格の高止まりと円安に伴う物価上昇があるものの、経済対策により民間投資や個人消費が拡大し、緩やかな回復基調を維持しました。

自動車業界におきましては、2023年のグローバル四輪車販売が暦年で90,079千台（前年比11.2%増）となりました。米国は、暦年で15,608千台（前年比12.3%増）と2年ぶりに前年を上回りました。欧州は半導体供給不足からの回復により、暦年で12,847千台（前年比13.6%増）と2年ぶりに前年を上回りました。中国は政策支援や販促活動の活発化などにより、暦年で30,094千台（前年比12.0%増）と3年連続で前年を上回りました。日本においては、2023年度は4,529千台（前年度比3.3%増）と2年連続で前年を上回りました。登録車は2,903千台（前年度比7.8%増）と2年連続で増加、軽自動車は1,625千台（前年度比4.0%減）と2年ぶりに減少となりました。

また、グローバル二輪車販売は、最大市場であるインドが新型コロナウイルス感染症の収束などにより、暦年で17,075千台（前年比9.4%増）と3年連続で前年を上回りました。インドネシアは下期に挽回し、暦年で6,237千台（前年比19.5%増）と3年連続で前年を上回りました。

日本は、原付第二種と軽二輪車の増加により、2023年度で377千台（前年度比3.9%増）と2年ぶりに前年を上回りました。

このような状況の下、当社グループにおきましては、当期から新たな中期経営計画(2023年度-2027年度)をスタートし、「モビリティ進化への対応」、「経営基盤の強化」、「財務体質の健全化」を重点施策として、計画達成に向け諸施策を推進しております。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、半導体供給の改善による自動車生産の回復を背景とした販売増に加え、為替影響もあり、連結売上高は3,441億54百万円(前期比7.7%増)、連結営業利益は211億52百万円(前期比214.8%増)、連結経常利益は223億44百万円(前期比269.4%増)といずれも前年を上回りました。また、トルコの子会社について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」に定められる要件に従い、当期より会計上の調整をした結果、30億40百万円の特別損失を計上しております。一方、政策保有株式の売却益として11億47百万円などの計上があったため、税金等調整前当期純利益は185億16百万円(前期比216.2%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は137億41百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益11億85百万円)と前年を大きく上回りました。

事業の種類別セグメント業績は次のとおりであります。

輸送用機器関連事業は、前述のとおり、売上高は3,232億98百万円(前期比7.9%増)、セグメント利益は186億14百万円(前期比307.8%増)といずれも前年を上回りました。

情報サービス事業は、警察向け、自治体向け、ガス事業者向け、製造業向けのソフトウェア開発・システム販売が堅調に推移したことから、売上高は181億71百万円(前期比5.4%増)となり、セグメント利益は18億34百万円(前期比4.2%増)となりました。

その他事業は、主に用品販売事業の売上減少により、セグメント全体では、売上高は64億44百万円(前期比3.8%減)となり、セグメント利益は6億97百万円(前期比84.9%増)となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度は、新製品の量産対応や既存製品の増産対応を中心とした投資を行った結果、103億80百万円の設備投資を実施いたしました。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度における主な資金調達は、長期借入金の借換え資金として396億円の借入を実施したほか、資金調達枠維持のため、コミットメントライン契約（極度額150億円）のコミットメント期間を更新しております。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 76 期 (2021年 3 月期)	第 77 期 (2022年 3 月期)	第 78 期 (2023年 3 月期)	第 79 期 (当連結会計年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	269,202	286,482	319,500	344,154
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	732	83	1,185	13,741
1 株当たり当期純利益 (円)	16.36	1.87	26.49	293.62
総 資 産 (百万円)	343,136	342,750	328,452	357,492
純 資 産 (百万円)	76,217	88,201	86,958	122,581
1 株当たり純資産額 (円)	847.31	1,052.91	1,143.28	1,922.39

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 76 期 (2021年 3 月期)	第 77 期 (2022年 3 月期)	第 78 期 (2023年 3 月期)	第 79 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上 高 (百万円)	126,525	130,679	138,512	158,722
当期純利益または 当期純損失 (△) (百万円)	△1,734	2,768	△466	12,806
1 株 当 た り 当期純利益または 当期純損失 (△) (円)	△38.76	61.86	△10.42	272.74
総 資 産 (百万円)	245,512	236,069	221,571	232,664
純 資 産 (百万円)	40,507	42,320	34,736	50,297
1 株当たり純資産額 (円)	448.16	478.60	427.57	775.27

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数については、自己株式数を控除して算出しております。
2. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用して算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	所 在 地	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社両毛システムズ	群馬県 桐生市	1,966百万円	51.3%	情報処理サービス、システム機器の開発・販売
株式会社タツミ	栃木県 足利市	715百万円	53.1%	自動車部品の製造・販売
東日本ダイカスト工業株式会社	群馬県 高崎市	70百万円	100.0%	アルミダイカスト部品の鋳造、 切削加工
株式会社モミモ	群馬県 桐生市	90百万円	100.0%	プラスチック部品・自動車部品の製造
株式会社東葉電機製作所	群馬県 みどり市	70百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社サンユウ	群馬県 桐生市	100百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社ミツパロジスティクス	群馬県 桐生市	70百万円	100.0%	運輸・倉庫業
株式会社ミツバサンコーワ	群馬県 桐生市	50百万円	100.0%	自動車部品・用品の開発・販売
株式会社三興エンジニアリング	群馬県 桐生市	495百万円	100.0%	電気・建築・土木工事、生産設備等の設計・製作
株式会社オフィス・アドバン	群馬県 桐生市	50百万円	100.0%	経理・人事事務受託代行業務、 貸金業
株式会社両毛ビジネスサポート	群馬県 桐生市	30百万円	100.0%	IT教育、ヘルプデスク、ビジネスプロセスアウトソーシング

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アメリカン・ミツバ・コーポレーション	アメリカ	81百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売、マーケティング
コルポラシオン・ミツバ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	174百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ	24百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ド・ブラジル・リミターダ	ブラジル	44百万 ブラジルレアル	100.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートパーツ・ド・ブラジル・インダストリア・リミターダ	ブラジル	61百万 ブラジルレアル	98.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・イタリア・エス・ピー・エー	イタリア	1百万 ユーロ	85.0%	二輪車部品の製造・販売
ミツバ・オートモーティブ・システムズ・オブ・ヨーロッパ・ケー・エフ・ティー	ハンガリー	10百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・フランス・エス・エー	フランス	5百万 ユーロ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・マニュファクチュアリング・モロッコ・エス・エー・アール・エル・エー・ユー	モロッコ	49百万 モロッコディルハム	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ルス・エル・エル・シー	ロシア	640百万 ロシアルーブル	90.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・ターキー・オートモティブ・エー・エス	トルコ	987百万 トルコリラ	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・フィリピンズ・コーポレーション	フィリピン	56百万 USドル	100.0%	自動車部品の製造・販売
ミツバ・インドゥー・プライベート・リミテッド	インド	12,000百万 インドルピー	99.9%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ミツバ・ベトナム・カンパニー・リミテッド	ベトナム	1,354,311百万 ベトナムドン	95.8%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売

会社名	所在地	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ピーティー・ミツバ・インドネシア	インドネシア	59,144百万 インドネシアルピア	70.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
ピーティー・ミツバ・オートモティブ・パーツ・インドネシア	インドネシア	10百万 USドル	67.5%	自動車部品の製造・販売
ピーティー・タツミ・インドネシア	インドネシア	125,412百万 インドネシアルピア	100.0%	二輪車部品・自動車部品の製造・販売
広州三葉電機有限公司	中国	265百万 人民元	66.6%	自動車部品の製造・販売
広州三葉電機（武漢）有限公司	中国	220百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電器（大連）有限公司	中国	512百万 人民元	100.0%	自動車部品の製造・販売
三葉士林電機（武漢）有限公司	中国	53百万 人民元	55.0%	自動車部品の製造・販売
三葉電機（香港）有限公司	中国	3百万 USドル	100.0%	自動車部品等の輸出入販売、マーケティング

- (注) 1. 当社の議決権比率には当社の子会社が保有する議決権を含んでおります。
 2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 3. 2024年3月14日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社ミツバロジスティクスの全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2024年4月1日付で譲渡しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、原材料高騰や賃金上昇、自動車業界の電動化に向けた商品変化、等の厳しい経営環境がある一方、当社のコア技術が活かせる電動化ニーズの高まりを機会と捉え、2023年度より新たな中期経営計画をスタートしました。その中期経営計画では、「モビリティ社会の期待に応え持続的成長企業へ」をスローガンとして、①モビリティ進化への対応、②経営基盤の強化、③財務体質の健全化を柱とする3つの経営方針を定め、ミツバビジョン2030の実現に向けグループ一丸となり推し進めております。

① モビリティ進化への対応

技術の進化、ライフスタイルの変化に対応しモビリティに求められる要求も高度化されてきています。特に電動化分野においては従来にはなかったニーズや新たなプレイヤーが出現していることで、新規のビジネスチャンスが広がっております。一方、CASE（Connected：接続性、Autonomous：自動運転、Shared & Service：シェアとサービス、Electric：電動化、という、自動車をめぐる新しい技術・サービスを表す4つの英単語の頭文字を並べた造語）対応はエリア別での時間軸の差が顕著になっておりますが、将来的には着実に進む領域と捉え、当社のコア技術であるモータ技術と制御技術の進化・融合によりこれらの期待に対応してまいります。

② 経営基盤の強化

これまで収益管理の高度化や構造改革による企業体質の強化を進めた結果、一定の成果が出てまいりました。引き続き、グローバル品質コストの最適化やPSI（生産、販売、在庫）管理の高度化といった基本的な管理体制の強化や、グローバルでの生産供給体制の再構築により、強固な経営基盤を築いてまいります。

③ 財務体質の健全化

モビリティ進化への対応や製品競争力の向上、経営基盤の強化によりキャッシュフロー改善を図り、財務の健全化に取り組んでまいります。財務規律を維持しながら、成長分野への経営資源シフトを推し進め、将来の事業を支える強い財務基盤の構築を継続してまいります。

世界のモビリティ進化やモータ需要は益々拡大・複雑化し、当社にとってはビジネスチャンスに繋がる新しいテーマも増えてまいりました。一方、モビリティ進化のスピードや求められる製品はエリアごとの取り巻く環境により変化が生じております。今後も「世界の人々に喜びと安心を提供する」という当社理念のもと、脱炭素社会への貢献を掲げたミツバビジョン2030の達成に向け、コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの強化により、社会の期待に応え、信頼される企業となるよう努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの事業内容および主要な商品は次のとおりであります。

事業内容	区分	主要な商品
輸送用機器関連事業	四輪事業	(視界系) ワイパーシステム、ウインドシールドウォッシャーシステム
		(利便快適系) パワーウインドウモーター、パワーシートモーター ルーフモーター、パワースライドドアシステム パワーテールゲート、ホーン、リレー
		(始動系) スターターモーター
	二輪事業	(二輪・汎用電装) スターターモーター、ACジェネレーター ACGスターター、フューエルポンプモジュール ホーン、リレー、ランプ類
		(応用機器) 小型電動車両用各種駆動モーター
	電動化ソリューション事業	(エンジン補機・走行制御系) ファンモーター、電動オイルポンプ 電動パワーステアリングモーター 電動サーボブレーキモーター、電子制御スロットルモーター
情報サービス事業	—	システムインテグレーションサービス、システム開発 ソフトウェア開発、受託代行業務
その他事業	—	自動車部品・用品の開発・販売、受託代行業業、貸金業 電気工事業、土木建設業

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

名	称	所	在	地
本社	／研究開発センター	群馬県	桐生市	
厚木	研究開発センター	神奈川県	厚木市	
仙台	研究開発センター	宮城県	仙台市	
浜松	営業所	静岡県	浜松市	
名古屋	営業所	愛知県	名古屋市	
赤城	工場	群馬県	みどり市	
新里	工場	群馬県	桐生市	
鬼石	工場	群馬県	藤岡市	
利根	工場	群馬県	沼田市	
富岡	工場	群馬県	富岡市	
福島	工場	福島県	田村市	

② 子会社

5頁から7頁の(3) 重要な子会社の状況に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
22,665名 (2,743名)	595名減 (122名増)

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含んでおります。) は、年間の平均人員を () 外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性 2,408名	35名減	43.30歳	19.82年
女性 797名	4名増	38.88歳	16.68年
合計または平均 3,205名	31名減	42.20歳	19.04年

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、準社員・契約社員を含んでおります。) であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	41,937百万円
株式会社三菱UFJ銀行	24,727百万円
株式会社みずほ銀行	22,851百万円
株式会社三井住友銀行	16,798百万円
株式会社群馬銀行	15,366百万円
株式会社足利銀行	10,917百万円
株式会社商工組合中央金庫	10,636百万円
株式会社日本政策投資銀行	9,754百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2024年3月14日開催の取締役会において、当社が保有する株式会社ミツバロジスティクスの全株式をニッコンホールディングス株式会社へ譲渡することを決議し、2024年4月1日付で譲渡いたしました。

本件譲渡により、ミツバロジスティクスは当社の連結範囲から除外されることとなります。

2. 会社の現況

(1) 株式の現況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数および発行可能種類株式総数		
イ. 発行可能株式総数		150,000,000株
ロ. 発行可能種類株式総数	普通株式	150,000,000株
	A種種類株式	15,000株
	B種種類株式	6,000株
	C種種類株式	5,000株
② 発行済株式の総数	普通株式	45,581,809株
	(うち、自己株式数)	826,041株
	A種種類株式	10,000株
	C種種類株式	5,000株
③ 株主数	普通株式	18,478名
	A種種類株式	1名
	C種種類株式	1名
④ 大株主		

株 主 名	持 株 数 (普通株式)	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,969千株	8.87%
ミツバ取引先企業持株会	2,256千株	5.04%
株式会社横浜銀行	2,199千株	4.91%
日産自動車株式会社退職給付信託口座 信託受託者 みずほ信託銀行株式会社 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,742千株	3.89%
本田技研工業株式会社	1,662千株	3.71%
有限会社サンフィールド・インダストリー	1,550千株	3.46%
セコム損害保険株式会社	1,343千株	3.00%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,060千株	2.37%
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,038千株	2.32%
株式会社足利銀行	1,009千株	2.25%

(注) 持株比率は自己株式 (826,041株) を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当社定款に基づくA種種類株式およびC種種類株式に付されている普通株式を対価とする取得請求権およびA種種類株式に付されている金銭およびB種種類株式を対価とする取得請求権（以下、総称して「取得請求権」という。）について、当社と種類株式の株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合（以下、「JISファンド」という。）との間で締結した引受契約（以下、「本引受契約」という。）において、2024年7月1日以降においてのみ行使できるとの転換制限が付されておりますが、一定の転換制限解除事由が発生した場合には、2024年7月1日の到来前であっても、JISファンドは取得請求権を行使することができることが合意されております。

また、当社定款において、A種種類株式、B種種類株式およびC種種類株式（以下、総称して「本種類株式」という。）には譲渡制限が付されておきませんが、本引受契約上、JISファンドは、2024年6月30日までの間に本種類株式を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会による承認が必要とされているものの、一定の譲渡制限解除事由が発生した場合には、2024年7月1日の到来前であっても、当社の取締役会による承認を経ずに本種類株式を第三者に譲渡することができることが合意されております。

2023年3月期の当社の連結営業利益の額が本引受契約に規定する水準に達しなかったため、転換制限解除事由および譲渡制限解除事由（以下、総称して「転換制限解除事由等」という。）が生じております。

なお、転換制限解除事由等が生じましたが、当社はJISファンドより当面の間、取得請求権の行使または第三者への譲渡の予定はないことを現時点で確認しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年3月31日現在)

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
北 田 勝 義	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	事業統括 品質保証管掌
武 信 幸	代 表 取 締 役 員 副 社 長 執 行 役 員	管理統括 経営企画統括 桐生中小企業福祉事業協同組合 代表理事
日 野 貞 実	取 締 役 員 取 専 務 執 行 役 員	事業副統括 四輪事業責任者 情報システム統括
杉 山 雅 彦	取 締 役 員 取 常 務 執 行 役 員	財務統括
駒 形 崇	取 締 役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社 取締役
木 内 啓 治	取 締 役 員 (常 勤 監 査 等 委 員)	
段 谷 繁 樹	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	双日株式会社 顧問
丹 治 宏 彰	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役 (監査等委員)
中 井 陽 子	取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	弁護士 ルーチェ法律事務所 代表

- (注) 1. 取締役駒形崇氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員である取締役段谷繁樹、丹治宏彰、中井陽子の各氏は、社外取締役であります。
 3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、木内啓治氏を常勤の監査等委員である取締役に選定しております。
 4. 当社は監査等委員である取締役段谷繁樹、丹治宏彰、中井陽子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ② 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役との間で責任限定契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役がその職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。
当該保険契約によりその被保険者が職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害および争訟費用等が補填されることとなります。
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が利益または便宜の提供を違法に得た場合や犯罪行為または法令違反行為等であることを認識して行った場合には補填の対象としていないこととしております。
- ④ 取締役の報酬等
イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
当社は、取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）を定めており、取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した金銭による報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役の報酬は、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する月例固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。
取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、業績連動報酬等の割合は、役位に応じた上記の月例固定報酬に対して30%相当としております。

ロ. 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額600百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第71回定時株主総会において年額80百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定につき、取締役会の委任決議にもとづき代表取締役社長 社長執行役員（事業統括および品質保証掌管）である北田勝義がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等としての賞与の評価配分としております。なお、委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、原案は、指名・報酬委員会で審議され、その結果の答申を得ております。監査等委員会は、当該権限の適切性について意見陳述権の行使等による判断をしております。

なお、2022年10月より取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しました。指名・報酬委員会では、取締役報酬制度に係る方針決定および個人別の報酬等の内容の決定について審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めております。

二. 取締役報酬等の総額

区分	支給額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く） （うち社外取締役）	93百万円 （3百万円）	76百万円 （3百万円）	16百万円 （1百万円）	5名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	36百万円 （21百万円）	36百万円 （21百万円）	1百万円 （1百万円）	4名 （3名）
合（うち社外取締役）計	129百万円 （25百万円）	113百万円 （25百万円）	16百万円 （1百万円）	9名 （4名）

- (注) 1. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の経營業績の達成度を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を、賞与として毎年、一定の時期に支給します。選定する業績指標とその目標値は、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、業績指標の実績は4頁の(2)企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移の①企業集団の営業成績および財産の状況の推移に記載のとおりです。
2. 当事業年度末現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との兼任状況（他の法人等の業務執行者である場合）および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役駒形崇氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合は、当社との間で引受契約を締結しており、当該契約に基づきA種種類株式10,000株およびC種種類株式5,000株を保有しております。
- ・監査等委員である取締役段谷繁樹氏は、双日株式会社の顧問を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役丹治宏彰氏は、曙ブレーキ工業株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、同社と当社との間に特別な関係はありません。
- ・監査等委員である取締役中井陽子氏は、ルーチェ法律事務所の代表を兼務しておりますが、同所と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席回数		発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会 (12回開催)	監査等委員会 (12回開催)	
駒形 崇	取締役	12回 (100 %)	-	主に金融や企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、グローバルかつ多様な視点から経営全般を監督する役割を果たしております。
段谷 繁樹	取締役 (監査等委員)	12回 (100 %)	12回 (100 %)	主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の役員人事および役員報酬を審議する指名・報酬委員会の委員長を務めており、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
丹治 宏彰	取締役 (監査等委員)	12回 (100 %)	12回 (100 %)	主にメーカー等の企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、その企業経営に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。
中井 陽子	取締役 (監査等委員)	12回 (100 %)	12回 (100 %)	弁護士としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、企業法務に関する知見を生かし、当社グループの健全性確保に貢献するとともに、経営全般を監督する役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	105百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、経理部門および会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の過去の活動実績および報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針および監査計画について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれら合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - (1) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「ミツバ理念」に基づき行います。
 - (2) 当社は、当社の社会的責任履行と持続的な成長を主題とする「ESG会議」を設置し、リスクマネジメントや法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
 - (3) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底を図ります。
 - (4) 当社は、グループの業務執行状況について業務執行から独立した組織である監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - (5) 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、「ミツバなんでも相談窓口」を社内および社外法律事務所に常設いたします。
- ②当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - (1) 当社は、リスク管理に係る社内規定として「グループコンプライアンス・リスクマネジメント規定」を制定し、発生し得る損失危機に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失危機に対する対応の周知と徹底を図ります。
 - (2) 当社は、グループとしてのBCP（事業継続計画）について、全社会議体である「ESG会議」の下に「BCP委員会」を設け、適切な管理体制を整備いたします。また商品の生産から販売までのリスクを扱う組織として「生販会議」を設置し、商品安定供給および防災の観点からリスクの洗い出しや必要とされる施策を実行いたします。

- ④当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。また、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、取締役等の指名、報酬に関する客観性と透明性を高めるため、委員会から取締役会への答申・助言を受けます。
 - (2) 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「経営会議」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - (3) 当社ならびに当社グループ各社は、中期（５年間）および単年度の事業計画を策定し、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
 - (4) 当社は、「グループ方針管理規定」に基づき当社グループの経営方針を管理すると共に、定期的なマネジメント・レビューにより子会社の取締役および執行役員の適切かつ迅速な業務執行を確保します。
- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- (1) 当社は、当社グループ全社を３つのドメインに分類し、グループ役員会において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。グループ役員会は、定期的に各ドメインの主管会社より各ドメインおよび各社の事業状況の報告を受けます。
 - (2) 当社は、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- ⑥当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- (1) 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - (2) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - (3) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。

- ⑦当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- (1) 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
 - (2) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- (1) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - (2) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- (1) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、経営会議等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
 - (2) 当社監査等委員会は、同会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。

⑩財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「グループの財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「ESG会議」を設置し、法令遵守体制の整備に係る課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「ミツバなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保すると共に、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

②リスクマネジメント体制

当社グループの「グループ役員会」は、上記も含めた当社グループの各活動およびリスクマネジメント活動を統括すると共に、各事業ドメインにおける活動の計画ならびにその他の課題への対応を決定しております。

当社は、災害リスク対策であるBCP（事業継続計画）活動において「グループBCM規定」を定め、当社グループ内へ展開しております。また、BCP以外のリスクとしてはカントリーリスク、品質リスク、労務リスクおよび情報漏洩リスク等の経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し、リスク度合いを決めた上で各組織機能においてリスク低減活動を進めております。

③取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を月1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施すると共に、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

「経営会議」等の経営に係る重要な会議には取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、これら重要な会議の決裁書類ならびに議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④内部監査体制

当社は、業務執行より独立した内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめると共に、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、改善活動の確実な実施等をフォローアップしております。

⑤グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、当社「関係会社管理規定」に基づき子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受ける体制を整えております。また、四半期に一度開催される「グループ役員会」にて、コーポレートガバナンス・コードに対する各子会社の対応状況や各事業ドメインにおける活動の推進についての報告を受けております。

⑥監査等委員の監査体制

当社の監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認すると共に、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の強化を図りながら、株主の皆さまへの安定的な利益還元を基本方針として考えており、業績ならびに配当性向および当社を取り巻く諸事情を勘案しながら、適正な配分を行うように努めてまいります。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化を図りながら、研究開発、設備投資、海外投資、新規事業投資等に有効活用し、将来の成長につなげていくことで、株主の皆さまのご支援にお応えしてまいります。

つきましては、当事業年度の期末配当金は、当期の業績を勘案し、1株あたり6円の配当を実施いたします。

なお、A種種類株式に対しましては、当社定款に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		220,982	流 動 負 債		168,575
現金及び預金		102,245	支払短期借入金		21,609
受取手形		1,597	1年内償還予定の社債		114,184
売掛金		48,988	リース債		15
契約資産		561	未払費用		2,931
商品及び製品		10,842	未払法人税等		12,799
仕掛品		6,117	未払約束手引当金		2,304
原材料及び貯蔵品		38,355	賞与引当金		2,304
その他の他		12,309	役員賞与引当金		3,665
貸倒引当金		△34	製品保証引当金		329
固 定 資 産		136,510	受取訴訟損失引当金		4,311
有 形 固 定 資 産		94,294	従業員損害引当金		31
建物及び構築物		31,685	注釈解除引当金		986
機械装置及び運搬具		37,187	事業構造改善引当金		190
工具、器具及び備品		5,035	その他		566
土地		8,141	固 定 負 債		66,335
リース資産		4,107	社長期借入金		1,000
建設仮勘定		8,137	長期リース未払金		48,866
無 形 固 定 資 産		3,410	繰延税金負債		3,991
ソフトウェア		749	退職給付に係る負債		1
ソフトウェア仮勘定		35	退職給付除の		7,802
その他の他		2,625	負債合計		3,447
投資その他の資産		38,805	純 資 産 の 部		738
投資有価証券		18,298	株主資本		75,407
長期貸付金		2,647	資本剰余金		5,000
繰延税金資産		1,467	資本剰余金		25,770
長期前払費用		1,582	利益剰余金		45,241
退職給付に係る資産		14,000	自己株式		△603
その他の他		808	その他の包括利益累計額		26,230
貸倒引当金		△0	その他有価証券評価差額金		4,296
資 産 合 計		357,492	為替換算調整勘定		23,157
			退職給付に係る調整累計額		△1,223
			非支配株主持分		20,943
			純 資 産 合 計		122,581
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		357,492

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目		金額	科目		金額
資産の部			負債の部		
流動資産		89,845	流動負債		128,591
現金及び預金		36,867	支払手形		1,883
受取手形		531	短期借入金		20,308
売掛金		30,917	1年内返済予定の長期借入金		50,454
商品及び製品		1,728	リース負債		40,914
仕掛品		1,306	未払金		928
原材料及び貯蔵品		6,676	未払費用		8,712
前払費用		635	未払法人税等		415
未収入金		5,380	前受り金		6
立替金		393	預賞引当金		51
貸付金		5,404	役員賞与引当金		2,215
その他の金融債		4	員品保証引当金		9
固定資産		142,819	事業構造改善引当金		752
有形固定資産		20,879	固定負債		53,774
建物		6,100	社長期借入金		1,000
構築物		158	繰上り入金		47,769
機械及び装置		8,158	繰上り延税負債		1,211
車両及び運搬具		13	繰上り延税負債		3,769
工具、器具及び備品		717	繰上り延税負債		24
土地		2,200	負債合計		182,366
リース資産		1,910	純資産の部		
建設仮勘定		1,619	株主資本		46,158
無形固定資産		498	資本剰余金		5,000
借地権		60	資本剰余金		27,420
ソフトウェア		409	資本準備金		14
その他の金融債		28	その他の資本剰余金		27,406
投資その他の資産		121,441	利益剰余金		14,341
投資有価証券		13,744	利益準備金		1,235
関係会社株		94,549	その他の利益剰余金		13,105
出資金		1	償却資産圧縮積立金		1
長期貸付金		635	買換資産圧縮積立金		6
長期前払費用		23	繰上り延税負債		13,097
前払年金費用		12,413	繰上り延税負債		△603
その他の金融債		73	繰上り延税負債		4,139
資産合計		232,664	その他の有価証券評価差額金		4,139
			純資産合計		50,297
			負債及び純資産合計		232,664

損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		158,722
売上原価		141,844
売上総利益		16,878
販売費及び一般管理費		11,647
営業利益		5,231
営業外収益		
受取利息	377	
受取配当	7,235	
為替差益	1,001	
貸付料	215	
その他	486	9,317
営業外費用		
支払利息	1,164	
賃料	141	
外国料源の	721	
その他	154	2,181
経常利益		12,366
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	1,147	1,149
特別損失		
固定資産売却損	11	
固定資産除却損	64	
減損	280	
事業構造改善費用	286	
事業構造改善引当金繰入	396	
その他	1	1,040
税引前当期純利益		12,475
法人税、住民税及び事業税	1,538	
法人税等調整額	△1,869	△331
当期純利益		12,806

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ミツバ
取締役会 御中新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田 中 信 行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬 生 米 秋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミツバの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミツバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会において、既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の減少について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

株式会社ミツバ
取締役会 御中

新宿監査法人
東京都新宿区
指定社員 公認会計士 田中 信行
業務執行社員
指定社員 公認会計士 壬生 米秋
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミツバの2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年5月10日開催の取締役会において、既存種類株式の取得及び消却、第三者割当による種類株式の発行、資本金及び資本準備金の減少について決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法、内容及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等から電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、その構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、執行役員及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社 ミツバ 監査等委員会
常勤監査等委員 木内啓治 ㊟
監査等委員 段谷繁樹 ㊟
監査等委員 丹治宏彰 ㊟
監査等委員 中井陽子 ㊟

(注) 監査等委員段谷繁樹、丹治宏彰及び中井陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上